

外国法人の短期社債振替制度に係る発行者同意手続き等について

1. 対象会社

本取扱いは、短期外債（いわゆるサムライ電子 CP）を発行する外国法人（海外に設立された SPC（特別目的会社）を含む。）を対象とします。

2. 発行者同意手続き

(1) 発行者同意書類

外国法人が発行者の同意を行うには、国内法人と同様、制度参加書類の提出が必要となります。当該外国法人の代表者名により提出してください。必要書類の種類及び様式については、弊社 HP の短期社債振替制度参加書類 (<http://www.jasdec.com/cp/cp07.html>) に掲載していますので、ご参照ください。

業務責任者及び業務担当者届出書ほか、各連絡先については、業務の円滑化の観点から必ず国内の連絡先を御記載ください。

(2) 登記事項証明書及び印鑑証明書等の取扱い

在日支店の有無に関わらず、本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面及び代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面（いずれも日本語訳文書を添付）を御提出ください。

(3) 発行スキームの概要書類

発行される短期外債が資産担保型（いわゆる ABCP）である場合には、当該発行スキームに関する概要を記した書類（投資者向け配布資料等）の提出が必要となりますので、制度参加書類に添付して御提出ください。

3. 発行時の留意事項

短期外債を発行する際、銘柄の属性に係る弊社への通知事項として、次の点に留意する必要があります。

(1) 保証が付いている場合

新規記録申請時に保証付であることを通知する必要があります。

国内の法律に基づく保証を付す短期外債を発行する予定がある場合、発行者は、事前に保証人と連名で「保証内容届出書」を弊社に御提出いただき、その際に弊社から通知を受けた「保証コード」を新規記録申請時に入力してください。詳しくは弊社 HP の「保証情報コード化スキームの概要」 (http://www.jasdec.com/download/cp/cp08_12/02.pdf) を御参照ください。

その他の保証を付す短期外債を発行する場合には、新規記録申請時に、銘柄備考欄に当該短期外債に保証が付されてる旨を入力（但し英数字に限ります）してください。

(2) 責任財産限定特約が付いている場合

新規記録申請時に責任財産限定特約付であることを通知する必要があります。新規記録申請時の責任財産限定特約有無フラグを「Y」と入力してください。

以 上